

# 新たな財源の在り方について

---

令和元年11月8日

第2回 札幌市観光振興に係る新たな財源に関する調査検討会議

# I 法定外目的税の検討にあたって

## (1) 観光振興等に関する財源の比較

財源（具体例）	導入自治体（類似事例）	内容	対象者の捕捉	対象者の数	受益と負担	課題
遊漁行為に対する課税（遊漁税）	山梨県富士河口湖町	【対象】 河口湖で遊漁行為をする者 【税率】 200円/日	容易	少ない	明確	市内において対象者が多いとは考えにくい
特定施設の駐車場利用に対する課税（乗鞍環境保全税）	岐阜県	【対象】 乗鞍鶴ヶ池駐車場の利用者 【税率】 定員30名以上 3,000円/台 乗合バス 2,000円/台 定員11～29名 1,500円/台 定員10名以下 300円/台	困難	少ない	明確	市内において課税対象となる施設が少ない
入域行為に対する課税（環境協力税）	沖縄県伊是名村（沖縄県伊平屋村、渡嘉敷村、座間味村）	【対象】 旅客船、飛行機等による入域者 【税率】 100円	困難	多い	市民の日常行動が多分に含まれる	一般道路等による入域行為の捕捉がほぼ不可能
宿泊行為に対する課税（宿泊税）	東京都（大阪府、京都市、金沢市、倶知安町、福岡県、福岡市）	【対象】 東京都内のホテル・旅館の宿泊者 【税率】 1泊あたりの宿泊料金に応じた以下の額 1万円以上1万5千円未満 100円/泊 1万5千円以上 200円/泊	容易	多い	他の行為に比べ明確	担税力に応じた公平な負担が必要 入湯税との重複感
法定目的税の超過課税（入湯税）	北海道釧路市（北海道上川町、大分県別府市）	【対象】 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・登録旅館の宿泊者（阿寒地域のみ） 【税率】 250円/泊（日帰り客は変更なし）	容易	少ない	他の行為に比べ明確	課税対象となる施設が限られる
寄付金	神奈川県鎌倉市「かまくら想いプロジェクト」	【対象】 事業意向に賛同した者 【金額】 クラウドファンディング（目標額 100万円）	善意や協力に基づく	—	必ずしも結びつかない	安定性、継続性の確保が困難

# I 法定外目的税の検討にあたって

---

## (2) 第1回検討会議における主な意見【再掲】

### ■ 「新たな財源の在り方」についての意見

- 入湯税が観光振興に使われているという実感がないため、観光目的税も同様になるのではないかという懸念がある。
- 観光税(宿泊税)の目的や用途が明確にならないのであれば増税は許容できない。
- 消費税増税で景気減退が予測される。消費者にとって観光税(宿泊税)の負担が重い場合、消費に相当の影響がある。
- 人口減少と高齢化により社会保障費が嵩み、税収が減少していく中で、観光によって街の機能を維持していくという長期的な視点で、安定的な税収をどのように確保するのかを考える必要がある。
- 税の使途が不透明であると不信感につながるため、新しい税を導入するのであれば、その目的が観光振興に使われることを明確にするべき。
- 新たな財源を税とするならば、徴収義務者となる宿泊事業者の負担も十分に検討していく必要がある。
- 宿泊税と入湯税との兼ね合いについては、一定の調整も考えていく必要があるのではないか。
- 事業者が宿泊者に説明した際に理解していただけるような仕組みづくりも必要。
- 北海道が宿泊税を導入した場合、市内で徴収された税金のほとんどが他の地域で使われるのではないかという懸念がある。

# I 法定外目的税の検討にあたって

## (3) 法定外目的税の検討にあたっての留意事項①

### ■ 法定外目的税の新設について

地方税法において、「条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。」「法定外目的税の新設又は変更をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。【地方税法 第731条】  
そのため、仮に新たな財源として、法定外目的税を検討する際は、以下の事項に留意する必要がある。

### ○ 総務大臣の同意について

法定外目的税の新設又は変更をしようとする協議の申出を受けた場合には、総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。【地方税法 第733条、平15・11・11 総税企第179号「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」】

#### (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

実質的に見て国税又は他の地方税と課税標準が同じである場合であり、かつ、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民（納税者）の負担が著しく過重となると認められる場合

#### (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められること

#### (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

課税の目的、内容及び方法、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないことと認められること

※国の経済施策・・・経済活動に関して国の各省庁が行う施策（財政施策および租税施策を含む。）のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするもの

# I 法定外目的税の検討にあたって

## (4) 法定外目的税の検討にあたっての留意事項②

### ■ 法定外税の検討に際しての留意事項

【平15・11・11 総税企第179号「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」】

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」（平成16年5月19日総税企第73号）を踏まえて意見聴取を実施すること。

### ■ 留意事項のまとめ

目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないか

税収入を必要とする財政需要があること

税収入を確保できる税源があること

公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと

## Ⅱ 新しい財源として宿泊税を想定した場合の論点整理

### (1) 他自治体事例 (一覽)

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市
課税客体	ホテル等※1への宿泊行為	ホテル等、民泊※2への宿泊行為 (大阪府は特区民泊※3を含む。)					
納税義務者	上記施設への宿泊者						
税率	7,000円未満	非課税	非課税	200円	200円	2%	200円 (福岡市内50円)
	10,000円未満	非課税	100円				
	15,000円未満	100円	100円				
	20,000円未満	200円	200円				
	50,000円未満		300円	500円	500円 (市税450円 + 県税50円)		
	50,000円以上		1,000円	500円			
免税点 ※4	10,000円	7,000円	なし				
徴収方法	特別徴収						
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月 予定	令和2年4月 予定

- ※1 ホテル等 … 「旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所」  
 ※2 民泊 … 「住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業施設」  
 ※3 特区民泊 … 「国家戦略特別区域法に規定する認定事業施設」  
 ※4 免税点 … 一定金額未満は課税の対象とならない場合の、その一定金額のこと

## Ⅱ 新しい財源として宿泊税を想定した場合の論点整理

### (2) 課税客体・納税義務者・徴収方法について

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市
課税客体	ホテル等への宿泊行為	ホテル等、民泊への宿泊行為 (大阪府は特区民泊を含む。)					
納税義務者	上記施設への宿泊者						
徴収方法	特別徴収						

#### ■ 課税客体（納税義務者）

##### ○ 民泊への宿泊行為（宿泊者）

東京都を除く全ての宿泊税導入自治体において、民泊も対象としている。

##### 《参考》

- ▶ 同じ宿泊行為について、課税対象となる施設とそうでない施設が生じるのは、公平性に欠ける。

【京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会 答申（H29.8）】

- ▶ 課税客体を宿泊行為とした場合に、ホテル等と民泊に違いはないため、ホテル等のほか民泊にも課税することが適当であると考える。

【福岡市宿泊税に関する調査検討委員会 報告書（H30.11）】

#### ■ 徴収方法

##### ○ 特別徴収と特別徴収義務者

全ての宿泊税導入自治体において、特別徴収を実施しており、特別徴収義務者は宿泊事業者等である。

##### 《参考》

- ▶ 宿泊客を課税対象者とする場合、東京都の「宿泊税」と同様、徴収の実効性の確保や便宜上、宿泊料金と併せて税を徴収する方法が最も効果的であると考えられる。

【大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議 最終報告（H27.12）】

## Ⅱ 新しい財源として宿泊税を想定した場合の論点整理

### (3) 税率・免税点について①

		東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市
税率	7,000円未満	非課税	非課税	200円	200円	2%	200円 (福岡市内50円)	200円 (市税150円 + 県税50円)
	10,000円未満	非課税	100円					
	15,000円未満	100円	100円					
	20,000円未満	200円	200円	500円	500円			
	50,000円未満		300円				1,000円	
	50,000円以上							
免税点	10,000円	7,000円	なし					

## Ⅱ 新しい財源として宿泊税を想定した場合の論点整理

### (3) 税率・免税点について②

#### ■ 税率（税額）

##### ○ 税率の設定

宿泊料金の区分（税率区分）ごとに税額を設定する方法のほか、俱知安町では宿泊料金に一定の割合を乗じる方法、福岡県は一律定額とするなど自治体によって異なる。

##### 《参考》

- ▶ 宿泊料金の1%程度の額を目安に最低税率を設定するとともに、宿泊料金に応じ担税力を勘案し累進的に税率が上がるように段階的に税率を設定した。

【大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議 会議資料「宿泊税制度の概要」(H30.6.22)】

- ▶ 税制度を構築するに当たっては、公平を基本とし、行政サービスに要する財源について、広く公平に分かち合うことが望ましいとされている。
- ▶ 負担能力の大きい人には、より大きな負担をしてもらうべきという垂直的公平の考え方からすれば、高額な宿泊料金の宿泊客については、その負担能力に見合った負担を求めるべきと考える。

【京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会 答申(H29.8)】

- ▶ 地域特性として部屋貸しや1棟貸しを行う宿泊施設も多く、特別徴収義務者の徴収手続きを簡素化するためにも、定率制の導入は好ましい。

【俱知安町「宿泊税に関する資料」(H30.12)】

- ▶ 今後必要となる観光振興策の事業規模を勘案し、一定の税収を確保しつつ、比較的わかりやすくかつ宿泊料金の多寡を税率に反映することができる2段階の税率を採用することとした。

【福岡市宿泊税に関する調査検討委員会 報告書(H30.11)】

## Ⅱ 新しい財源として宿泊税を想定した場合の論点整理

### (3) 税率・免税点について③

#### ■ 免税点

##### ○ 免税点の有無

東京都と大阪府は免税点を設けており、一定金額未満の場合に課税の対象とならない。  
その他の宿泊税導入自治体は免税点を設けていない。

##### 《参考》

- ▶ 宿泊料金に応じ担税力を勘案しながら納税者に著しく過重な負担とならないよう、また東京都の税率等も参考にした。
- ▶ 大阪府内のホテル等の平均的な1人1泊の宿泊料金が概ね1万円であったことから、この金額を上回る宿泊料金を支払う宿泊者については、一定の担税力があるものとし、当該宿泊に対して課税することとした。

【大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議 会議資料「宿泊税制度の概要」(H30.6.22)】

- ▶ 宿泊客は、滞在時間が日帰り客よりも長く、行政サービスの受益の程度が大きいと考えられ、滞在中の消費額も多いことから、担税力が十分にあるといえる。
- ▶ 低額な宿泊料金の宿泊客についても、行政サービスを一定程度享受していると考えられる。
- ▶ これらのことから、すべての宿泊客に、広く負担を求めることが望ましく、免税点を設けるべきではない。

【京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会 答申(H29.8)】

- ▶ 宿泊者は、行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点を踏まえ、広く負担を求めることが望ましいことから、免税点については、設けないこととするのが適当である。

【福岡市宿泊税に関する調査検討委員会 報告書(H30.11)】

## Ⅱ 新しい財源として宿泊税を想定した場合の論点整理

### (4) 課税免除について

	京都市	倶知安町
課税免除	学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行その他の学校行事に参加の児童、生徒又は学生及び引率者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校、中学校、高校の修学旅行生、研修旅行生及び引率教員</li> <li>・ 職場体験又はインターンシップのために宿泊料金を支払って宿泊する中学生、高校生、専門学生及び大学生</li> </ul>

#### ■ 課税免除

##### ○ 修学旅行生の取扱い

京都市と倶知安町が修学旅行生を課税免除としている。

##### 《参考》

- ▶ 課税の公平性や宿泊業者の事務負担等も考慮し検討する必要がある。
- ▶ 修学旅行を京都のよき理解者、将来のリーダー獲得につなげる機会と捉え、官民連携のうえ、修学旅行生の誘致に積極的に取り組まれている。
- ▶ 修学旅行生の誘致を推進することは、将来にわたる観光客を獲得することで、京都市や京都経済の活性化につながることから、修学旅行生については課税しないことが適当である。

【京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会 答申（H29.8）】

- ▶ 修学旅行や学校行事は、教育活動の一環であり公益性があるという点に着目し課税免除とした。

【倶知安町「宿泊税に関する資料」（H30.12）】

《参考》 修学旅行生の延べ宿泊人数（人泊） 【札幌市「札幌の観光」、京都市「京都観光総合調査」より】

	2017年1月～12月	2018年1月～12月
札幌市	122,614	97,633
京都市	1,986,274	1,792,989

## Ⅱ 新しい財源として宿泊税を想定した場合の論点整理

### (5) 入湯税について①

#### ■ 地方税法 第701条

鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

#### ■ 札幌市税条例 第109条

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

○ 課税客体（納税義務者）  
 鉱泉浴場における入湯行為（鉱泉浴場における入湯客）

○ 用途  
 ・環境衛生施設の整備  
 ・鉱泉源の保護管理施設の整備  
 ・消防施設その他消防活動に必要な施設の整備  
 ・観光の振興（観光施設の整備を含む）

○ 税率  
 ・宿泊入湯客 1人1日 150円  
 ・日帰り入湯客 1人1日 100円

○ 札幌市における課税免除  
 ・年齢12歳未満の者  
 ・修学旅行等の学校行事に参加している小中学生等  
 ・共同浴場または公衆浴場に入湯する者  
 ・地方公共団体または社会福祉法人が設置する福祉施設において入湯する者

#### 《参考》他都市の税率

	京都市	金沢市	福岡市
宿泊入湯客 1人1日	150円	150円	150円
日帰り入湯客 1人1日	100円	100円	50円

#### 《参考》税率採用状況（2019年4月現在）

採用税率	20円	40～130円	150円	200～250円	500円
構成比	0.1%	6.9%	92.6%	0.3%	0.1%

※ 150円が標準税率（札幌市採用）

※ 20円：広島県神石高原町、広島県世羅町  
 250円：北海道釧路市(阿寒湖温泉地区の一部)、上川町  
 500円：大分県別府市(税率区分により25円～500円)

## Ⅱ 新しい財源として宿泊税を想定した場合の論点整理

### (5) 入湯税について②

札幌市における調定額（税収額）は4億円規模。

◆札幌市の入湯人員、調定額等の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入湯人員	329万人	325万人	319万人
（宿泊）	170万人	176万人	175万人
（日帰り）	159万人	149万人	143万人
調定額	4.1億円	4.1億円	4.0億円
税収額※	4.0億円	4.3億円	4.1億円

※税収額：現年課税分＋滞納繰越分

◆札幌市の入湯税の用途状況の推移

（単位：千円）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
環境衛生施設の整備	107,332	92,202	50,094
鉱泉源の保護管理施設の整備	0	0	0
消防施設等の整備	23,948	19,077	52,986
観光施設の整備	141,478	211,670	99,045
観光の振興 （観光施設の整備を除く）	124,268	108,968	206,197
合計	397,026	431,917	408,322

## Ⅱ 新しい財源として宿泊税を想定した場合の論点整理

### (6) 仮に宿泊税を課した場合の札幌市における税収規模（試算）

札幌市における2018年度の延べ宿泊者数（1,374万人）を基に、東京都のほか宿泊税導入自治体の税率で計算した場合の試算。

#### 税収規模のイメージ（試算・概算額）

試算パターン	東京都の税率で計算した場合	大阪府の税率で計算した場合	金沢市・福岡市の税率で計算した場合	福岡県の税率で計算した場合	倶知安町の税率で計算した場合
税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15,000円未満 100円</li> <li>・15,000円以上 200円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7,000円以上 15,000円未満 100円</li> <li>・15,000円以上 20,000円未満 200円</li> <li>・20,000円以上 300円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20,000円未満 200円</li> <li>・20,000円以上 500円</li> </ul>	一律 200円	一律 2%
	(免税点 10,000円)	(免税点 7,000円)	(免税点 なし)	(免税点 なし)	(免税点 なし)
税収	4.6億円	8.8億円	28.5億円	27.5億円	21.2億円

※宿泊料金および各価格帯毎の宿泊者数については、OTAサイトの情報による独自調査